

堺市公報 第91号	令和元年10月11日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の再開

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在 地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○子ども・子育て支援法第58条の11の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	14
<公告>	
○堺市立梅文化会館の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	15
○堺市立西文化会館の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	19
○堺市立東文化会館の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	29
○堺市立美原文化会館の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	41
○堺市立文化館の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	50
○堺市民芸術文化ホールの利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	51
○南部大阪都市計画生産緑地地区の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	67
○令和元年度第3回堺市都市計画公聴会の開催について	

【建築都市局都市計画部都市計画課】	67
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	71
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	71
○堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間及び利用料金について	
【建設局公園緑地部大浜公園事務所】	72
○堺市都市緑化センターの利用料金について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	73
○堺自然ふれあいの森の利用料金について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	74
＜上下水道局公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	75
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	76
＜堺区選挙管理委員会告示＞	
○大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	77
＜西区選挙管理委員会告示＞	
○大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について	
【西区選挙管理委員会事務局】	78

告 示

堺市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護

法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
けい眼科クリニック	堺市西区鳳東町1-7-30 平兵衛ビル2階3号室	令和元年9月1日
いしかわ内科・内視鏡クリニック	堺市西区鳳東町1-7 2階	令和元年9月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
香川新金岡歯科医院	堺市北区長曾根町720-1 スギ薬局新金岡店2F	令和元年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
セレン薬局堺店	堺市中区深井沢町3329 メゾン深井103号	令和元年9月1日
レモン薬局鳳駅前店	堺市西区鳳東町1-7 平兵衛ビル1F	令和元年9月1日
らいん薬局	堺市西区津久野町1-4-3	令和元年9月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護リハビリステーショングローム大阪北花田	堺市北区北花田町4-93-6	令和元年8月1日

堺市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
蓑田医院	堺市堺区大町西1-2-24	令和元年8月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局津久野店	堺市西区津久野町1-4-3	令和元年8月31日

堺市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーション轍	堺市堺区向陵東町1 -4-13 プルメリ ア101号室	堺市堺区向陵東町1 -4-13 プルメリ ア108号室	令和元年6月17日

~~~~~

堺市告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称          | 所在地            | 指定年月日    |
|--------------|----------------|----------------|----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 高安内科・循環器科クリニック | 堺市堺区中之町西1-1-10 | 令和元年5月1日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | オレンジ薬局2号店      | 堺市北区長曾根町3064-1 | 令和元年5月1日 |
| 居宅療養管理指導     | オレンジ薬局2号店      | 堺市北区長曾根町3064-1 | 令和元年5月1日 |

~~~~~

堺市告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問看護	清恵会第一分院	堺市堺区向陵中町6-2-11	平成16年11月30日
訪問リハビリテーション	清恵会第一分院	堺市堺区向陵中町6-2-11	平成16年11月30日
居宅療養管理指導	清恵会第一分院	堺市堺区向陵中町6-2-11	平成16年11月30日
訪問看護	蓑田医院	堺市堺区大町西1-2-24	令和元年8月31日
訪問リハビリテーション	蓑田医院	堺市堺区大町西1-2-24	令和元年8月31日
居宅療養管理指導	蓑田医院	堺市堺区大町西1-2-24	令和元年8月31日
居宅療養管理指導	東和薬局	堺市中区深井中町1249-1	平成28年4月30日
介護予防居宅療養管理指導	東和薬局	堺市中区深井中町1249-1	平成28年4月30日
居宅療養管理指導	訪問看護ステーション轍	堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101号室	平成30年9月30日

介護予防居宅療養管理指導	訪問看護ステーション轍	堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101号室	平成30年9月30日
訪問看護	(株) ケイエムシ一訪問看護ステーション	堺市堺区神石市之町9-46	令和元年5月31日
介護予防訪問看護	(株) ケイエムシ一訪問看護ステーション	堺市堺区神石市之町9-46	令和元年5月31日

堺市告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防訪問看護	結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	令和元年7月1日
訪問看護	結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	令和元年7月1日

堺市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	再開年月日
介護予防訪問看護	結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	令和元年8月26日
訪問看護	結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	令和元年8月26日

~~~~~

堺市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類       | 変更前の名称    | 変更後の名称         | 所在地            | 変更年月日     |
|-------------|-----------|----------------|----------------|-----------|
| 訪問看護        | 高安内科クリニック | 高安内科・循環器科クリニック | 堺市堺区中之町西1-1-10 | 平成17年8月1日 |
| 訪問リハビリテーション | 高安内科クリニック | 高安内科・循環器科クリニック | 堺市堺区中之町西1-1-10 | 平成17年8月1日 |
| 居宅療養管理指導    | 高安内科クリニック | 高安内科・循環器科クリニック | 堺市堺区中之町西1-1-10 | 平成17年8月1日 |

## 堺市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類    | 名称            | 変更前の所在地                   | 変更後の所在地                   | 変更年月日     |
|----------|---------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 訪問看護     | 訪問看護ステーション轍   | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101号室 | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア108号室 | 令和元年6月17日 |
| 介護予防訪問看護 | 訪問看護ステーション轍   | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101号室 | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア108号室 | 令和元年6月17日 |
| 訪問看護     | あっと訪問看護ステーション | 堺市堺区三宝町2-131-2            | 堺市堺区桜之町西2-1-18            | 令和元年7月1日  |

|            |                            |                           |                           |           |
|------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 介護予防訪問看護   | あっと訪問看護ステーション              | 堺市堺区三宝町2-131-2            | 堺市堺区桜之町西2-1-18            | 令和元年7月1日  |
| 訪問看護       | i n n o c e n t 訪問看護ステーション | 堺市中区新家町539-1 アクアフレイド112号  | 堺市中区学園町3-10               | 令和元年6月1日  |
| 介護予防訪問看護   | i n n o c e n t 訪問看護ステーション | 堺市中区新家町539-1 アクアフレイド112号  | 堺市中区学園町3-10               | 令和元年6月1日  |
| 居宅介護支援     | ケアプラン轍(わだち)                | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101号室 | 堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア108号室 | 令和元年6月17日 |
| 訪問介護       | 訪問介護サービス i n n o c e n t   | 堺市中区新家町539-1 アクアフレイド112号  | 堺市中区学園町3-10               | 令和元年6月1日  |
| 介護予防訪問サービス | 訪問介護サービス i n n o c e n t   | 堺市中区新家町539-1 アクアフレイド112号  | 堺市中区学園町3-10               | 令和元年6月1日  |
| 居宅介護支援     | さくらそう堺南                    | 堺市南区城山台2-2-4              | 堺市南区城山台2-2-3              | 令和元年8月26日 |
| 訪問介護       | さくらそう堺南                    | 堺市南区城山台2-2-4              | 堺市南区城山台2-2-3              | 令和元年8月26日 |
| 介護予防訪問サービス | さくらそう堺南                    | 堺市南区城山台2-2-4              | 堺市南区城山台2-2-3              | 令和元年8月26日 |
| 居宅介護支援     | グローリーケアプランセンター             | 堺市北区百舌鳥梅町1-219-6          | 堺市北区北長尾町4-5-8 協商ビル2階B号室   | 令和元年8月1日  |

## 堺市告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によ

る場合を含む。) の規定により告示する。

令和元年10月11日

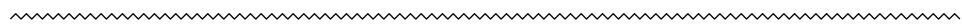
堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地                  | 指定年月日    |
|-------|--------------------------|----------------------|----------|
| 大谷 心治 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F | 令和元年9月2日 |
| 山村 涼  | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F | 令和元年9月2日 |

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地                  | 指定年月日    |
|-------|--------------------------|----------------------|----------|
| 大谷 心治 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F | 令和元年9月2日 |
| 辻 明子  | 辻 明子(出張専門)               | 堺市北区東浅香山町1-10        | 令和元年9月6日 |
| 山村 涼  | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F | 令和元年9月2日 |
| 田川 佳志 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F | 令和元年9月2日 |



堺市告示第374号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」

という。) 第14条第4項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地              | 廃止年月日     |
|-------|--------------------------|------------------|-----------|
| 黒田 隆  | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |
| 山村 涼  | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |
| 大谷 心治 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地              | 廃止年月日     |
|-------|--------------------------|------------------|-----------|
| 田川 佳志 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |
| 数野 翔大 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |
| 山村 涼  | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |
| 大谷 心治 | 訪問マッサージKE i ROW堺北区ステーション | 堺市北区東浅香山町1-257-7 | 令和元年8月31日 |

~~~~~

堺市告示第375号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

名称	所在地	設置者	確認年月日
堺東幼稚園	堺市堺区五月町5-23	学校法人 堀東学園	令和元年10月1日

2 預かり保育事業（在園児を対象）

名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
認定こども園 新桧尾台保育園	堺市南区新桧尾台3-4 -1	社会福祉法人 光陽会	満たさ ない	令和元年10月 1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の預かり保育を予定している場合に、「満たす」となる。

3 病児保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
泉北たなごころ 保育園	堺市南区三原台1-2-3 ルルボ泉ヶ丘202号	株式会社 ダイフク	令和元年10月 1日

公 告

堺市公告第534号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立梅文化会館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立梅文化会館料金表

利用料金

1 基本料金

(単位 円)

種別＼時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
ホ ル	平日	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	土・日・休日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	4,680	7,790	9,360	12,470	17,150	21,830
集 会 室 等	第1講座室	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第2講座室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第3講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第4講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第1会議室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第2会議室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室1	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室2	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	楽屋(洋室)	310	510	620	820	1,130	1,440
	楽屋(和室)	310	510	620	820	1,130	1,440

特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

2 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立梅文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別	利用料金
ホール	平日 6,480
	休日等 7,800
研修室	650
視聴覚室	960
音楽室	960
楽屋(洋室)	160
楽屋(和室)	160

ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

3 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備のために使用するとき	利用料金の7割を徴収（10円未満切り捨て）	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	1 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。

備考 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

附属設備使用料金

区分 ＼ 種別	器具名等	数量	使用 料金	備考
舞台 設備	反響板	1式	3,130	人件費は別
	スクリーン	1式	1,030	
	ピアノ	1台	8,370	調律料は別
	ピアノ (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)	1台	2,510	調律料は別
	指揮台	1台	310	譜面台付き
	所作台	1式	5,230	人件費は別
	平台	1式	2,080	
	演台	1台	510	
	譜面台	1台	100	
	金びようぶ	1双	2,080	
照明 設備	ひもうせん	1式	510	
	あかね	1式	510	
	A セ ット	シリングスポットライト	1組	7,330
	ボーダーライト	2列		
	フロントスポットライト	2組		
B セ	フォロースpotライト	2台		
B セ	シリングスポットライト	2組	12,560	

ツ ト	ボーダーライト	4列	
	フロントスポットライト	4組	
	フォロースポットライト	2台	
	シーリングスポットライト	1組	2,500
	フロントスポットライト	1組	1,030
	クセノンピンスポットライト	1台	3,130
	フォロースpotライト	1台	1,030
	スポットライト 500W	1台	310
	スポットライト 1 kW	1台	510
	フットライト	1列	620
	ボーダーライト	1列	1,030
	アッパーホリゾントライト	1列	1,250
	ローhoリゾントライト	1列	1,250
	効果器	1台	1,250
音響 設備	レコードプレーヤー	1台	1,030 レコードは別
	テープレコーダー	1台	2,080 テープは別
	カセットデッキ	1台	1,030 テープは別
	マイクロホン	1本	1,030
	ワイヤレスマイク	1チャ ンネル	2,080
	はねかえりスピーカー	1式	2,080
	拡声装置	1式	4,180
その他 の設備	シャワー室	1室	510

備考

- 1 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 2 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。



堺市公告第535号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立西文化会館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立西文化会館料金表

利用料金

1 基本料金

(単位 円)

種別	時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時 から 12時 まで	1時か ら5時 まで	6時か ら10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで	
ホール	平日	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780	
	平日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	4,600	7,750	9,310	12,350	17,060	21,660	
	休日等	18,220	31,210	37,600	49,430	68,810	87,030	
	土・日・休日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	5,430	9,310	11,200	14,740	20,510	25,940	
ギャラリー	平日	2,610	4,400	5,330	7,010	9,730	12,340	
	休日等	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840	
レッスンルーム（リハーサル室）		3,970	6,380	7,630	10,350	14,010	17,980	
特別活動室等	ミュージックスタジオ1	平日	1,350	2,080	2,610	3,430	4,690	6,040
		休日等	1,560	2,610	3,130	4,170	5,740	7,300
	ミュージックスタジオ2	平日	1,150	1,880	2,200	3,030	4,080	5,230
		休日等	1,350	2,200	2,710	3,550	4,910	6,260
	楽屋1		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
	楽屋2		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590

楽屋 3	510	930	1, 150	1, 440	2, 080	2, 590
楽屋 4	510	930	1, 150	1, 440	2, 080	2, 590
楽屋 5	510	930	1, 150	1, 440	2, 080	2, 590
楽屋A	620	1, 150	1, 350	1, 770	2, 500	3, 120
楽屋B	620	1, 150	1, 350	1, 770	2, 500	3, 120
講座室（アトリエ）	1, 770	2, 710	3, 230	4, 480	5, 940	7, 710
焼窯・作業室	510	830	930	1, 340	1, 760	2, 270
会議室	930	1, 560	1, 980	2, 490	3, 540	4, 470
創作室	5, 750	9, 530	11, 410	15, 280	20, 940	26, 690
セミナールーム	4, 810	7, 950	9, 530	12, 760	17, 480	22, 290
AV ルーム	1, 980	3, 230	3, 870	5, 210	7, 100	9, 080
クッキングルーム	3, 130	5, 330	6, 380	8, 460	11, 710	14, 840
ダイニングルーム	830	1, 250	1, 560	2, 080	2, 810	3, 640
茶華道室	830	1, 460	1, 670	2, 290	3, 130	3, 960
教養室	1, 030	1, 880	2, 200	2, 910	4, 080	5, 110

2 堺市立西文化会館管理運営規則第4条第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第9条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
ホール	平日	7, 810
	休日等	9, 400
ギャラリー	平日	1, 330
	休日等	1, 590
レッスンルーム（リハーサル室）		1, 910
ミュージック・スタジオ1	平日	660
	休日等	780
ミュージック・スタジオ2	平日	550
	休日等	680

楽屋 1	300
楽屋 2	300
楽屋 3	300
楽屋 4	300
楽屋 5	300
楽屋A	350
楽屋B	350

3 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

(1) 次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他 の団体又は事業所にあ つては、その所在地が堺 市の区域外に存するも の）が使用するとき	利用料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他 これに類するもの（実費 相当額を除く）を徴収す るとき、又は物品の展示 販売その他営利を目的 とする行為を行うとき	利用料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体 が使用する場合は、「その他 営利を目的とする行為を行 うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備の ために使用するとき、又 はギャラリーを準備（設 営等）のために使用する とき	利用料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月 前の日以後の申込による使 用で、舞台のみ使用する場合 を除く。
レッスンルーム（リハー サル室）を楽屋等に使用 するとき	利用料金の5割を徴収 (10円未満切り捨て)	

(2) 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

(3) 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に
同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算 減
算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 第2項で定めるホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り、使

用できるものとする。
附属設備使用料金

(単位 円)

区分 種別	器具名等	数量	使用 料金	備考
ホ ー ル	舞台 設 備	所作台	1式	6,280人件費は別
		平台（変形平台を含む）	1坪	100人件費は別
		箱足	1個	50
		開き足	1脚	100
		めくり台	1台	100
		ひもうせん	1枚	200
		山台用長座布団	1枚	200
		高座用座布団	1枚	200
		落語用見台セット	1式	1,560
		上敷	1枚	200
		シャ幕（黒）	1枚	2,080人件費は別
		地がすり	1枚	2,080人件費は別
		大黒幕	1枚	1,030人件費は別
		リノリウム	1本	310テープ及び人件費は別
		金びようぶ	1双	2,080人件費は別
		銀びようぶ	1双	2,080人件費は別
		松羽目・竹羽目	1式	4,180
		演台	1台	620
		司会者台	1台	310
		花台	1台	100
		花瓶	1つぼ	100
		反響板	1式	5,230人件費は別
		指揮者台	1台	510譜面台付
		譜面台	1台	100
		譜面灯	1台	50

	コントラバス用椅子	1脚	100	
	スクリーン	1台	1,560	
	移動用スクリーン	1台	1,030	
	スタンドスクリーン	1台	510	
	ピアノ(スタインウェイ D274)	1台	12,560	調律料は別
	ピアノ(スタインウェイ D274) (使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	1台	3,760	調律料は別
	ピアノ(ヤマハ CFⅢS)	1台	8,370	調律料は別
	ピアノ(ヤマハ CFⅢS) (使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	1台	2,500	調律料は別
照 明 設 備	A セット	1式	7,330	セット設備内容は、付表 のとおり
	B セット	1式	14,660	
	C セット(反響板用)	1式	13,610	
	シーリングスポットライト	1組	3,130	
	フロントスポットライト	1組	1,030	
	スポットライト 500W	1台	310	
	スポットライト 1KW	1台	510	
	フォロースpotライト	1台	1,030	
	エフェクトスポットライト	1台	510	
	スパイクマシン	1台	510	
	ディスクマシン	1台	510	
	先玉	1台	310	
	ストロボ	1台	1,030	
	ミラー ボール	1台	3,130	
	ボーダーライト	1列	1,030	

	フットライト	1列	1,030	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,560	
	ロアーホリゾントライト	1列	1,560	
	センターピンスポットライト	1台	3,130	人件費は別
	照明ハイスタンド	1台	730	持込みの場合
	照明スタンド	1台	310	持込みの場合
音響設備	マイクロフォン	1本	1,030	
	ワイヤレスマイク	1チャネル	2,080	
	三点吊マイク	1式	3,130	人件費は別
	ダイレクトボックス	1台	510	
	CDプレーヤー	1台	1,560	人件費は別
	レコードプレーヤー	1台	1,560	人件費は別
	カセットデッキ	1台	1,560	テープ及び人件費は別
	オープンデッキ	1台	3,130	テープ及び人件費は別
	DATデッキ	1台	1,560	テープ及び人件費は別
	拡声装置	1式	4,180	
	モニタースピーカー	1台	1,030	人件費は別
	可搬型ミキサー	1台	3,130	人件費は別
	マルチケーブル	1本	1,030	
映写設備	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,030	スクリーン付 人件費は別
	スライド映写機	1台	3,130	スクリーン付 人件費は別
	液晶プロジェクター	1台	3,130	スクリーン付 人件費は別
	シャワー室	1室	1,030	
レッスンルーム（リハーサル室）	ピアノ（ヤマハC-7）	1台	2,080	調律料は別
	指揮台	1台	310	譜面台付
	コントラバス用椅子	1脚	100	

	拡声装置	1式	1,030	
	ワイヤレスマイク	1チャネル	1,030	
	CDプレーヤー	1台	510	CDは別
	マイクロフォン	1本	510	
	カセットデッキ	1台	510	テープは別
	ビデオデッキ	1台	1,030	カラーモニター付
	囲碁セット	1式	100	
	囲碁指導盤	1式	100	
	将棋セット	1式	100	
	将棋指導盤	1式	100	
	対局時計	1個	100	
茶道用具	炉釜	1個	510	茶華道室
	風炉釜	1個	510	茶華道室
	風炉用銀瓶	1個	510	茶華道室
	置つくばい	1個	310	茶華道室
	棚	1個	310	茶華道室
	水指	1個	200	茶華道室
	水次やかん	1個	200	茶華道室
	毛せん	1枚	200	茶華道室
	菓子器	1個	100	茶華道室
	華道具	1個	100	
	金屏風	1双	1,030	
	仮設ステージ	1式	1,030	
	ビデオプロジェクター	1台	2,080	
	CDラジオカセットレコーダー	1台	510	CDは別
	スライド映写機	1台	830	スクリーン付
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	510	スクリーン付
	AV拡張システム	1組	1,030	

ピアノ（ヤマハC-5）		1台	1,560	調律料は別
陶芸用電動ろくろ		1台	310	創作室
七宝焼電気炉		1台	200	創作室
木工用具	ドリル	1個	200	創作室
	糸のこ盤	1台	200	創作室
	ジグソー	1台	200	創作室
	電気カンナ	1台	200	創作室
	丸のこ	1台	200	創作室
電子ピアノ		1台	830	ミュージックルーム
ピアノ（ヤマハUX-300）		1台	1,030	ミュージックルーム（調律料は別）
平鉤太鼓		1柄	1,030	ミュージックルーム
附締太鼓		1柄	830	ミュージックルーム
シンセサイザー		1台	730	ミュージックルーム
ベースギターアンプ ギターアンプ		1台	620	ミュージックルーム
		1台	620	ミュージックルーム
ドラムセット		1時間につき	310	ミュージックルーム
録音設備		1時間につき	1,030	レコーディングルーム、AVルーム
陶芸用電気炉		1時間につき	310	焼窯室

備考

- 1 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとの料金とする。（1時間ごとに料金が設定されているものを除く。）
- 2 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。
- 3 施設附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。

<付表>ホール照明設備 セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
Aセット	ボーダーライト	2列
	フロントスポットライト	2組
	シーリングスポットライト	1組
	フォロースpotライト	2台
Bセット	ボーダーライト	4列
	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	2組
	フォロースpotライト	2台
Cセット	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	3組
	フォロースpotライト	2台

堺市公告第536号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立東文化会館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立東文化会館料金表

利用料金

1 基本料金

(単位 円)

種別	時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
メイン ホール	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110
	平日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660
	土・日・休日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180
フラットホー ル	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060
ギャラ リー	平日(全室)	12,520	16,720	16,720	29,240	33,440	45,960
	休日等(全室)	15,040	20,080	20,080	35,120	40,160	55,200
	平日(分割A)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等(分割A)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日(分割B)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490

講 座 室 等	休日等 (分割B)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日 (分割C)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等 (分割C)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日 (分割D)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等 (分割D)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	リハーサル室	5,020	6,700	6,700	11,720	13,400	18,420
	リハーサル室 (楽屋使用)	2,510	3,350	3,350	5,860	6,700	9,210
	樂屋3—1	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	樂屋3—2	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	樂屋3—3	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	樂屋3—4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	樂屋3—5	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	樂屋3—6	620	830	830	1,450	1,660	2,280
	樂屋5—1	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	樂屋5—2	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	樂屋5—3	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	樂屋5—4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
練習室1				1時間までごとに510			
練習室2				1時間までごとに410			
練習室3				1時間までごとに310			
練習室4				1時間までごとに410			
練習室5				1時間までごとに410			
工芸室		4,180	5,330	5,330	9,510	10,660	14,840
料理室		5,230	6,380	6,380	11,610	12,760	17,990
和室		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
講座室(1)		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
講座室(2)		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
研修室		4,910	5,230	5,230	10,140	10,460	15,370
研修室(分割使用)		2,610	3,130	3,130	5,740	6,260	8,870

備考

- 1 原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気その他を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。
- 2 利用者が講座室又は研修室の使用を希望する日時において、既に他の利用者による使用の申込みが受理されている場合、その他の施設を講座室又は研修室の利用料金で使用することができるものとする。

- 2 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立東文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第8条第3項の規定によるメインホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
メインホール	平日	6,280
	休日等	7,330
フラットホール	平日	3,140
	休日等	4,190
リハーサル室		1,680
楽屋3—1		160
楽屋3—2		160
楽屋3—3		160
楽屋3—4		160
楽屋3—5		160
楽屋3—6		220
楽屋5—1		180
楽屋5—2		180
楽屋5—3		180
楽屋5—4		160

楽屋は、メインホール、フラットホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

- 3 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するもの（講座等で利用者の生涯学習活動の促進に寄与すると認められるものを除く）を徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備のために使用するとき	利用料金の7割を徴収（10円未満切り捨て）	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	1 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
ギャラリーを準備のために使用するとき	利用料金の7割を徴収（10円未満切り捨て）	
休日等を含み4日以上連續してギャラリーを使用するとき	平日の料金を徴収	

備考 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

附属設備使用料金

(単位 円)

器具名等		数量	使用料金	備考
舞台設備	音響反射板	1式	5,230	人件費は別
	演台	1台	510	
	司会者台	1台	310	
	指揮者台	1台	510	譜面台付
	所作台	1式	5,230	化粧かまち付 人件費は別
	金びょうぶ(大)	1双	2,080	
	銀びょうぶ	1双	2,080	
	ピアノ(スタインウェイD—274)	1台	10,470	調律料は別
	ピアノ(スタインウェイD—274) (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)	1台	3,140	調律料は別
	地がすり(黒・グレー)	各1枚	1,030	人件費は別
	シャ幕(黒・白)	各1枚	1,030	人件費は別
	バレエシート(黒・グレー)	1本	200	人件費は別
フラットホール	演台	1台	310	
	司会者台	1台	200	
	練習用指揮者台	1台	310	譜面台付
	金びょうぶ	1双	1,560	
	ピアノ(ヤマハS 6 B)	1台	3,130	調律料は別
	簡易ステージセット	1式	2,080	
ホール共通	譜面台	1台	100	
	平台	1台	200	人件費は別
	国旗パネル	1枚	200	
	市旗パネル	1枚	200	
	ひもうせん(1間×2間)	1枚	100	

	ひもうせん(1間×8間)	1枚	200	
	落語セット	1台	1,560	見台、膝隠し及び小拍子付
	上敷 (3尺×4件／1間×2間)	1枚	100	
	上敷 (3尺×8間)	1枚	310	
	ピアノ椅子(チェロ用)	1脚	100	
	コントラバス用椅子	1脚	100	
照明設備	アッパー ホリゾントライト	1列	1,250	
	ロアーホリゾントライト	1列	1,250	
	ボーダーライト	1列	830	
	ピンスポットライト 2 kW	1台	2,080	
	Aセット (講演会・研修会用)	1式	5,230	セット設備内容 は、付表1のとおり
	Bセット (式典・総会用)	1式	8,370	
	Cセット (音響板用)	1式	10,470	
	シーリングライト 1.5 kW	1組	2,610	
	フロントサイドライト 1 kW	1組	830	
フラットホール	アッパー ホリゾントライト	1列	510	
	ロアーホリゾントライト	1列	510	
	Aセット (講演会・研修会用)	1式	3,130	セット設備内容 は、付表2のとおり
	Bセット (式典・総会用)	1式	5,230	
	ピンスポットライト 1 kW	1台	1,030	
	パーライト	1台	510	
ホール共通	スポットライト 1 kW	1台	310	
	スポットライト 0.5 kW	1台	200	
	エフェクトスポットライト	1台	510	
	エリプソイダ尔斯ポットライト	1台	830	
	ディスクマシン	1台	510	
	スパイナルマシン	1台	510	

音響設備	ホール	マルチストロボ	1台	510	
		波マシン	1台	510	
		ミラー ボール	1台	1,030	
		星球セット	1式	1,030	
		持込み器材電気使用料 1 kW	1時間につき	100	
	メインホール	マイク 3点吊り	1式	3,130	
	ホール共通	スピーカー	1台	1,030	
		ステージスピーカー	1台	2,080	
		有線マイク	1本	1,030	
		ワイヤレスマイク	1本	1,560	
		拡声装置	1式	4,180	
		カセットデッキ	1台	1,030	
		CDプレーヤー	1台	1,030	
		MDプレーヤー	1台	1,030	
		DVDプレーヤー	1台	1,030	
		サブミキサー	1台	3,130	
映写設備	ホール	マルチケーブル	1本	510	
		ダイレクトボックス	1台	510	
		持込み器材電気使用料 1 kW	1時間につき	100	
	フラットホール	16ミリ映写機	1式	5,230	スクリーン付
		プロジェクター	1式	5,230	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,560	
	ホール共通	プロジェクター	1式	3,130	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,030	
	ホール共通	移動スクリーン (2m×2m)	1台	510	

その他の設備	シャワー室	1室	510	
ギャラリー	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ	1台1日につき	310	
	ワゴンアンプ	1台	1,030	
	マイク	1本	310	
	スピーカー	1台	310	
	スポットライト	1台1日につき	50	
	展示ケースA	1台1日につき	1,030	
	展示ケースB	1台1日につき	1,030	
	展示ケースC	1台1日につき	1,030	
	展示用平台	1台1日につき	100	
リハーサル室	ピアノ（カワイRX-B）	1台	3,130	調律料は別
	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ	1台1日につき	310	
	マイク	1本	310	
	スピーカー	1台	310	
	ワゴンアンプ	1台	1,030	
	譜面台	1台1日につき	50	組立式
練習	譜面台	1台	100	
練習	ピアノ（ヤマハA1L）	1台1日につき	310	調律料は別 練習室1に限る。

室	パワードミキサー	1台1日 につき	310	
	マイク	1本1日 につき	310	
	スピーカー	1台1日 につき	310	
	ドラムセット（スティックは除く。）	1式1日 につき	510	
	シンセサイザー	1台1日 につき	310	
	ギターアンプ	1台1日 につき	310	
	ベースアンプ	1台1日 につき	310	
	譜面台	1台1日 につき	50	組立式
	バンドセット	1式1日 につき	1,560	セット内容は付 表3のとおり
生涯学習施設	ビデオプロジェクター	1台1日 につき	2,080	
	音響システム	1台1日 につき	1,030	
	陶芸焼窯	1台1時 間につき	510	

備考

- 1 1区分あたりの料金は、午前・午後・夜間の各区分における使用ごとに1回として算定する。
- 2 メインホール、フラットホール、ギャラリー、リハーサル室等で人件費等を要する場合がある。
- 3 機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力1キロワットにつき使用1時間までごとに100円を徴収する。
- 4 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

5 スポットライト、展示ケースA・B・C、展示用平台の料金は4日分を上限とし、換算する。

6 施設附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合、他の施設でも使用できるものとする。

付表1 メインホール照明設備 セット内容

器具名等		数量
Aセット (講演会・研修会用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	2組
	ボーダーライト	1列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Bセット (式典・総会用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	4組
	ボーダーライト	3列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Cセット (音響板用)	天井反射板ライト	1式
	シーリングスポットライト	3列
	フロントスポットライト	6組
	エリプソイダルスポットライト	2台

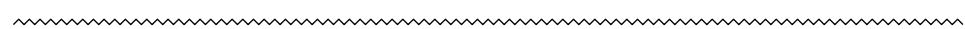
付表2 フラットホール照明設備 セット内容

器具名等		数量
(講演会・研修会用)	パーライトハロゲン	5台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台
(式典・総会用)	パーライトハロゲン	10台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台

付表3 練習室バンドセット設備 セット内容

器具名等	数量

バンドセ ット	パワードミキサー	1台
	マイク	4台
	スピーカー	2台
	ドラムセット	1台
	シンセサイザー	1台
	ギターアンプ	2台
	ベースアンプ	1台



堺市公告第537号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立美原文化会館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立美原文化会館料金表

利用料金

1 基本料金

(単位 円)

種別＼時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	区分外
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後10時まで	正午～午後5時～1時間
ホール (541席)	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110	6,280
	3割	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710	1,880
	休日等	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660	7,330
	3割	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180	2,190
ホール (221席)	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540	3,140
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060	4,180
楽屋1		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋2		410	510	510	920	1,020	1,430	130
楽屋3		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋4		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋5		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋6		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
工芸室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040
乾燥作業室		1,030	1,350	1,350	2,380	2,700	3,730	330
和室		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300	650
和室(楽屋利用)		1,040	1,300	1,300	2,340	2,600	3,640	320
料理室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040

種別＼時間	午前9時から午後10時まで 1時間当たり	楽屋利用 1時間当たり	午前9時から午後10時まで
リハーサル室	1,030	510	13,390
音楽室1	830	410	10,790

音楽室 2	620	310	8, 060
講座室 1		520	6, 760
講座室 2		410	5, 330
視聴覚室		830	10, 790
研修室 1		410	5, 330
研修室 2		410	5, 330
研修室 3		410	5, 330
研修室 4		410	5, 330
研修室 5		410	5, 330
プレイルーム	事前予約要（無料）		
焼窯室	事前予約要・焼窯利用料金別途徴収		

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 3 区分外の利用は、準備、片付けに要する時間を示し、人件費を要する場合がある。
- 4 原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気、その他を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。
- 5 ホール及び小規模利用時の客席数は車イス席 5 席を含む。

- 2 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立美原文化会館管理運営規則第 4 条の 2 第 1 項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第 8 条第 3 項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
ホール	平日	6, 280
	休日等	7, 330
リハーサル室		1, 030
音楽室 1		830
音楽室 2		620
楽屋 1		160
楽屋 2		130
楽屋 3		160

楽屋 4	160
楽屋 5	160
楽屋 6	160

ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	利用料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、ホール以外の使用については、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備、片付けのために使用するとき	利用料金の7割を徴収（10円未満切り捨て）	小規模利用及び使用しようとする日の2か月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2か月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	利用料金の3割を徴収（10円未満切り捨て）	練習に限る。
リハーサル室、音楽室、和室を楽屋等に使用するとき	当該使用区分、時間に係る利用料金の5割を徴収（10円未満切り捨て）	ホールとの同時使用に限る。

備考 1 使用区分ごと又は1時間ごとに予約した場合と2使用区分若しくは3使用区分を

通し、又は複数時間を連続予約した場合に加算減算の額が同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分又は連続予約の複数時間分に対し、加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

附属設備使用料金

(単位 円)

種別＼区分	器具名等	数量	使用料金
ホール	舞台設備	音響反射板	1式 5,230
		演台	1台 510
		司会者台	1台 310
		花台	1台 100
		花瓶	1つ ぼ 100
		指揮者台（指揮者用譜面台セット）	1式 510
		所作台（化粧框を含む。）	1式 5,230
		金びようぶ	1双 2,080
		銀びようぶ	1双 2,080
		ピアノ（スタインウェイ D-274）	1台 10,470
		地がすり（黒・グレー）	各1枚 1,030
		紗幕（黒・白）	各1枚 1,030
		バレエシート（黒・グレー）	1本 200
		譜面台	1台 100
		平台	1枚 200
		国旗パネル	1枚 200
		市旗パネル	1枚 200
		ひもうせん 1間×2間	1枚 100
		ひもうせん 1間×8間	1枚 200
		落語セット（見台、膝隠し、小拍子付）	1台 1,560
		高座用座布団	1枚 200
		長座布団	1枚 200
		上敷 3尺×4間 1間×2間	1枚 100
		上敷 3尺×8間	1枚 310
		ピアノイス（チェロ用）	1脚 100
		コントラバス用イス	1脚 100

照 明 設 備	プログラムスタンド	1 台	100	
	アッパー ホリゾントライト	1 列	1,560	
	ロアーホリゾントライト	1 列	1,560	
	ボーダーライト	1 列	830	
	ピンスポットライト 2 kW	1 台	2,080	
	A セット（講演会・研修会用）	1 式	5,230	
	B セット（式典・総会用）	1 式	10,470	
	C セット（音響板用）	1 式	12,560	
	シーリングライト 1.5 kW	1 組	3,130	
	フロントサイドライト 1 kW	1 組	830	
	スポットライト	1 kW	510	
		0.5 kW	310	
	エフェクトスポットライト	1 台	510	
	エリプソイダルスポットライト	1 台	830	
	ディスクマシン	1 台	510	
	スパイラルマシン	1 台	510	
	マルチストロボ	1 台	510	
	波マシン	1 台	510	
	ミラー ボール	1 球	1,030	
	星球セット	1 式	1,030	
音 響 設 備	譜面灯	1 灯	100	
	持ち込み器材電気使用量 1 kW	(1 台 1 時間)	1 kW	100
	マイク 3 点吊り	1 式	3,130	
	スピーカー	モニター	1 台	1,030
	ステージスピーカー		1 台	2,080
	マイク	有線マイク	1 本	1,030
		ワイヤレス マイク	1 本	1,560
	拡声装置	1 式	4,180	
	カセットデッキ	1 台	1,030	
	CD プレーヤー	1 台	1,030	
	MD プレーヤー	1 台	1,030	
	DVD プレーヤー	1 台	1,030	
	サブミキサー	1 台	3,130	
	マルチケーブル	1 本	510	

		ダイレクトボックス	1 台	510
		持ち込み器材電気使用量 1 kW	(1 台 1 時間)	1 kW 100
映写設備		プロジェクター (スクリーン含む。)	1 式	5,230
		スクリーン	1 式	1,560
		移動スクリーン	1 台	510
その他の設備		シャワー室	1 室	310
工芸室 料理室		音響ワゴン	1 台	830
		マイク	1 本	310
		電動工具	1 式	830
		焼窯室 1 台	1 時間	310
和室 (一回当たり)		炉釜	1 個	510
		風炉釜	1 個	510
		腰黒水次	1 個	310
		置つくばい	1 個	310
		棚	1 個	310
		水指	1 個	200
		毛氈	1 枚	200
		屏風	1 双	510
		色絵茶碗	1 口	50
		茶碗 (萩・黒楽)	1 口	50
		囲碁セット	1 式	100
		将棋セット	1 式	100
リハーサル室		ピアノ (イス含む。) ヤマハ S6B	1 台	1,030
		マイク	1 本	100
		スピーカー (4 台あり)	1 台	100
		音響ワゴン	1 台	310
		テレビ・DVD/VHS	1 式	100
		譜面台	1 台	50
音楽室	1	ピアノ (イス含む。) カワイ GM-12G	音楽室 1 に 限る。	310
		テレビ・DVD/VHS	1 式	100
		音響ワゴン (スピーカー 2 台付)	1 台	510
	2	ドラムセット	ステイック 別	310

	シンセサイザー	1 台	100
	パワードミキサー	1 台	100
	ギターアンプ	1 台	100
	ベースアンプ	1 台	100
両室	マイク	1 本	100
	スピーカー	1 台	100
	譜面台	1 台	50
講座室	音響ワゴン	1 台	180
	マイク	1 本	50
	電動工具	1 式	180
視聴覚室 研修室	音響ワゴン	1 台	510
	マイク	1 本	100
	プロジェクター (スクリーン含む。)	1 式	510

備考

- 1 1 区分当たりの料金は、午前・午後・夜間の各区分における使用ごとに 1 回として算定する。
- 2 リハーサル室・音楽室・講座室・視聴覚室・研修室は 1 時間ごとで算定する。
- 3 ピアノの使用料金には調律料は含まない。
- 4 舞台・照明・音響等に関し、技術等必要な人材、器材等の要請に当たっては、別に実費を徴収する。
- 5 機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力 1 キロワットにつき使用 1 時間までごとに 100 円を徴収する。
- 6 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。
- 7 反響板・所作台・映写機以外でも、人件費を要する場合がある。

<付表>ホール照明設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
A セット	ボーダーライト	2 列
	フロントスポットライト	2 組
	シーリングスポットライト	1 組
	フォロースpotライト	2 台
B セット	ボーダーライト	4 列
	フロントスポットライト	4 組
	シーリングスポットライト	2 組
	フォロースpotライト	2 台

C セット	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	3組
	フォロースポットライト	2台

~~~~~

## 堺市公告第538号

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第27条第2項の規定に基づき、堺市立文化館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

## 堺市立文化館料金表

## 利用料金

## 1 観覧料

| 区分      | 観覧料(1人1回につき) |                        |                             |                             |               |
|---------|--------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------|
|         | 個人           | 20人以上<br>100人未<br>満の団体 | 100人以<br>上200人<br>未満の団<br>体 | 200人以<br>上300人<br>未満の団<br>体 | 300人以<br>上の団体 |
| 一般      | 510円         | 410円                   | 360円                        | 310円                        | 260円          |
| 高校生・大学生 | 310円         | 250円                   | 220円                        | 180円                        | 150円          |
| 小学生・中学生 | 100円         | 80円                    | 70円                         | 60円                         | 50円           |

|             |        |
|-------------|--------|
| 特別の展示に係る観覧料 | 1,560円 |
|-------------|--------|

## 2 ギャラリーの使用料

| 区分         | 単位 | 基本使用料  |
|------------|----|--------|
| ギャラリー一つじ1  | 1日 | 5,230円 |
| ギャラリー一つじ2  | 1日 | 5,230円 |
| ギャラリーしょうぶ1 | 1日 | 3,660円 |
| ギャラリーしょうぶ2 | 1日 | 7,330円 |
| ギャラリーもづ1   | 1日 | 6,480円 |
| ギャラリーもづ2   | 1日 | 6,480円 |
| ギャラリーやなぎ1  | 1日 | 4,400円 |
| ギャラリーやなぎ2  | 1日 | 4,400円 |

~~~~~

堺市公告第539号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「ホール条例」という。）第23条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の利用料金を指定管理者が定めたので、ホール条例第23条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園料金表

利用料金

1 基本料金

(単位 円)

種別	時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長30分ごと
大ホール (全席使用)	入場料と平して徴収する額が休0円から1,000円までである場合	65,180	116,110	141,570	280,090	12,730
	入場料と平して徴収する額が休1,001円から3,000円までである場合	78,420	139,530	170,090	336,110	15,270
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	98,790	174,160	212,870	420,640	19,350
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	118,140	208,790	254,620	504,160	22,910
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	131,380	232,220	283,140	560,180	25,460
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	157,870	279,070	340,180	672,220	30,550
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	196,570	348,330	424,720	840,270	38,190
	入場料と平して徴収する額が休3,001円から5,000円までである場合	236,290	418,610	510,270	1,008,330	45,830

	5,001円以上である場合	日					
大ホール (小規模使用 (142席))	入場料と して徴収する額が休 0円から 1,000円等 までであ る場合	平 日	53,980	71,290	71,290	196,560	9,160
	入場料と して徴収する額が休 1,001円 から 3,000円 までであ る場合	平 日	64,160	85,550	85,550	235,260	10,690
	入場料と して徴収する額が休 3,001円 から 5,000円 までであ る場合	平 日	81,480	106,940	106,940	295,360	13,750
	入場料と して徴収する額が休 5,001円以上である場合	平 日	96,750	128,330	128,330	353,410	16,290
	入場料と して徴収する額が休 5,001円以上である場合	平 日	106,940	142,590	142,590	392,120	17,820
	入場料と して徴収する額が休 5,001円以上である場合	平 日	128,330	171,110	171,110	470,550	21,380
	入場料と して徴収する額が休 5,001円以上である場合	平 日	160,920	213,880	213,880	588,680	26,990
	入場料と して徴収する額が休 5,001円以上である場合	平 日	192,500	256,660	256,660	705,820	32,080
小ホール	平 日	22,400	28,510	28,510	79,420	3,610	

	休 日 等	26,480	34,620	34,620	95,720	4,370
大スタジオ (練習使用時 を除く。)	平 日	16,700	22,200	22,200	61,100	2,800
	休 日 等	19,960	26,680	26,680	73,320	3,360
大スタジオ (練習使用時 に限る。)	平 日	8,960	11,810	11,810	32,580	1,520
	休 日 等	10,790	14,460	14,460	39,710	1,830
文化交流室A、B 及びC (大規模使用 時に限る。)	平 日	12,830	17,000	17,000	46,830	2,130
	休 日 等	15,480	20,770	20,770	57,020	2,590
文化交流室A、B 又はC (大規模使用 時を除く。)	平 日	A、B又はCの一室につき 1 時間までごとに910				
	休 日 等	A、B又はCの一室につき 1 時間までごとに1,120				
多目的室		1 時間までごとに2,030				
小スタジオA		1 時間までごとに500				
小スタジオB		1 時間までごとに810				
小スタジオC		1 時間までごとに1,010				
大ホール中楽屋A及 びB(会議室として 使用する場合に限 る。)		1 時間までごとに400				
大ホール特別控室		1,010	1,520	1,520	4,050	200
小ホール小楽屋		400	610	610	1,620	50
小ホール大楽屋		610	710	710	2,030	100

大スタジオ控室	500	610	610	1,720	100
交流・創作ガレリア	3,050	4,070	4,070	11,190	500
2階大ホールホワイエ	3,250	4,480	4,480	12,210	560
屋上庭園	1,620	2,240	2,240	6,100	250

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則（以下「管理運営規則」という。）第2条第2項第2号の日をいう。
- (2) 大ホールの利用料金は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 2 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることができる。ただし、大ホールに係る使用許可が出されているときは、この限りでない。
- 3 交流・創作ガレリア、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホールの使用状況により、その使用を認めないことがある。
- 4 ホール条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、管理運営規則第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1428席）に係る使用をすることができるには、管理運営規則第4条第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。
- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあっては、この限りでない。
- 7 許可を得て、管理運営規則第2条の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場合についても、同様とする。

附属設備セット利用料金

(単位 円)

区分 種別	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備セット	オーケストラAセット 椅子50脚未満	1式	4,070	

譜面台50台未満 指揮台1式			
オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,620	
譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,070	
譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,110	
仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,180	
所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,620	
所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,180	
もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,520	
平台、スチールデッキセット 平台10枚又はスチールデッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチールデッキにあっては、それぞれを組み合わせた数量の合計が10以下の範囲内であること。 (2) スチールデッキ足、箱馬、開き足及び木台にあっては、必要数分
バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,070	
バレエセットB バレエマット10枚以上	1式	6,110	

	レッスンバー 1式			
	講演会セット 演台 1台 花台 1台 司会台 1台 国旗 1枚 市旗 1枚 長机 椅子	1式	2,030	長机及び椅子については、必要な数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材 1式	1式	3,050	
照明設備セット	大ホールAセット（合計80キロワット以下） 凸フレネル エリスピオイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	13,240	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、80 キロワットを超過するときは、1 キロワットにつき 300 円を使用料金に加算するものとする。
	大ホールBセット（合計80キロワットを超過し、280キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスピオイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	40,740	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280 キロワットを超過するときは、1 キロワットにつき 300 円を使用料金に加算するものとする。
	大ホールCセット（合計365キロワットを超過する場合） 凸フレネル	1式	66,200	

	エリスpoiダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト			
小ホールAセット（合計25キロワット以下） 凸フレネル エリスpoiダル パーライト 2灯ミニブル	1式	4,070	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、25キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料金に加算するものとする。	
小ホールBセット（合計25キロワットを超過し、75キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスpoiダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	15,270	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、75キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料金に加算するものとする。	
小ホールCセット（合計113キロワットを超過する場合） 凸フレネル エリスpoiダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	26,480		
大スタジオセット（合計10キロワット以下） 凸フレネル	1式	2,850	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数	

	エリスボイダル パーライト 2灯ミニブル		分とする。この場合において、10キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料金に加算するものとする。
音響設備セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	15,270
	大ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	24,440
	小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,180
	小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,270
	大スタジオセット 主調整卓1 常設スピーカー1式	1式	3,050

附属設備利用料金

(単位 円)

区分 種別	品名等		数量	利用料金	備考
舞台設備	大ホール	音響反射板	1 式	10,180	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
		オーケストラピット	1 式	5,090	
		びょうぶ	1 双	2,030	
		もうせん	1 枚	200	
		ドライアイスマシン	1 台	2,030	
		しゃ幕	1 枚	2,030	
		スクリーン	1 枚	2,030	
		文字幕	1 枚	2,030	
		袖幕	1 組	2,030	
		仮設電源	1 カ所	1,010	
小ホール	小ホール	持込機材電源	1 キロワット	300	
		びょうぶ	1 双	2,030	
		もうせん	1 枚	200	
		じがすり	1 枚	3,050	
		ドライアイスマシン	1 台	2,030	
		定式幕	1 枚	1,010	
		しゃ幕	1 枚	1,010	

		スクリーン	1枚	1,010	
		文字幕	1枚	1,010	
		袖幕	1組	1,010	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロ ワット	300	
大ホール、 小ホール、 大スタジ オ共通		ピアノ（スタイン ウェイ）	1台	12,220	
		ピアノ（ファツィ オリ）	1台	12,220	
		ピアノ（ヤマハ）	1台	8,140	
照明設備	大ホール、 小ホール、 大スタジ オ共通	凸フレネル（500ワ ット）	1台	200	
		凸フレネル（1キ ロワット）	1台	280	
		凸フレネル（1.5キ ロワット）	1台	400	
		エリスピoidal	1台	480	
		ペーライト	1台	400	
		エフェクトマシン	1台	1,010	
		波マシン	1台	520	
		ミラー ボール	1台	1,010	
		2灯ミニブル	1台	520	
		星球	1台	1,420	
		クセノンピン（700 ワット）	1台	1,010	
		クセノンピン（1 キロワット）	1台	1,520	
		クセノンピン（3	1台	3,050	

		キロワット)			
	LEDエリスポイダル	1台	610		
	LEDウォシュライト	1台	610		
	ムービングライト	1台	2,030		
	移動ムービング卓	1台	3,050		
	ロアーホリゾントライト	1台	520		
	スモークマシン	1式	3,050		
	持込電源利用料金	1 キロ ワット	300		
大ホール	ロアーホリゾントライト	1式	3,000		
	アッパーホリゾントライト	1式	4,500		
	中アッパーホリゾントライト	1式	2,400		
小ホール	ロアーホリゾントライト	1式	1,200		
	アッパーホリゾントライト	1式	1,500		
音響設備	大ホール	3点吊りマイク装置	1式	2,540	
	大ホール、 小ホール、 大スタジ オ共通	録音・再生機器	1台	2,030	
		周辺機器類	1台	1,010	
		移動スピーカーセットA	1式	3,050	1対向(アンプ等を含む。)
		移動スピーカーセットB	1式	8,140	1対向(アンプ等を含む。)
	移動卓A	1式	3,050		

		移動卓B	1台	10,180	
		入出力ラックA	1台	1,010	
		入出力ラックB	1台	2,030	
		パワーアンプ	1台	2,030	
		指揮者モニタ用カーメラ	1台	3,050	
		モニタTV	1台	1,010	
		移動式簡易音響セット	1式	2,030	
		持込機材電源（3キロワット以下）	1式	910	
		持込機材電源（15キロワット以下）	1式	4,580	
		持込機材電源（30キロワット以下）	1式	9,160	
		持込機材電源（30キロワットを超過する場合）	1式	30,550	
映像設備	大ホール	プロジェクター	1台	10,180	
	小ホール、大スタジオ	プロジェクター	1台	2,030	
小スタジオ	譜面台		1台1 時間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1台1 時間につき	500	
	スクリーン		1台1 時間につき	300	

		つき		
文化交流室	プロジェクター	1台1 時間に つき	500	
	スクリーン	1台1 時間に つき	300	
	展示用スポットライト	1台1 日につ き	50	
交流・創作ガレリア	展示用スポットライト	1台1 日につ き	50	
屋上庭園	照明セット (パーライト4台)	1式1 日につ き	1,010	
	持込電源利用料金	1キロ ワット	300	
共通備品	ピアノ (セミコン)	1台1 時間に つき	670	
	ポータブルスピーカーセット スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	1式1 時間に つき	300	
	有線マイク	1台1 時間に つき	100	
	無線マイク	1台1 時間に つき	100	

譜面台（折り畳み式）	1台1 時間につき	50	
ポータブルステージ（4台）	1式1 日につき	4,070	
CDプレイヤー	1台1 日につき	100	
ブルーレイディスクプレイヤー	1台1 日につき	200	
展示台	1台1 日につき	1,010	
展示パネル	1枚1 日につき	100	

- 3 附属設備セット利用料金及び附属設備利用料金の表の利用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき利用料金の1割5分に相当する額を徴収する。
- 5 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用に係る附属設備の利用料金は、管理運営規則第1項及び第2項の表の利用料金の7割に相当する額とする。ただし、管理運営規則第3項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあっては、この限りではない。
- 6 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 7 附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。
- 8 その他附属設備セット利用料金及び附属設備利用料金の表において利用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）
駐車場	30分につき200円

公園利用料金

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的とする使用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	100円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		400円
業として撮影の目的とする使用	1 回（2 時間以内）につき	7,740 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積 10 平方メートルにつき 1 日	23 円
その他の使用		23 円

堺市公告第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画生産緑地地区を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和元年10月11日から令和元年10月25日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第541号

南部大阪都市計画特別緑地保全地区の決定の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないも

のとする。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月6日（水）午前10時30分から

(2) 場所 堺市堺区北瓦町2丁4番16号

堺富士ビル6階 消費生活センター 会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称（南部大阪都市計画特別緑地保全地区の決定）、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和元年10月25日（金）（必着）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（特別緑地保全地区）、住所、氏名、電話番号、傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和元年10月25日（金）（必着）

(4) 傍聴者の定員

20人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

令和元年10月11日から令和元年10月25日まで

別紙 都市計画の原案の概要等

【案件 特別緑地保全地区】

ア 原案の名称

南部大阪都市計画特別緑地保全地区の決定

イ 原案の概要

| 名 称          | 面 積     |
|--------------|---------|
| 鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区 | 約 14 ha |

~~~~~

堺市公告第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和元年9月27日 第E-12号

2 対象区域 堺市南区桃山台4丁23番地1及び23番地4から23番地68まで

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域  
堺市中区深井東町3062番2から3062番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府泉佐野市上瓦屋910番地の1  
株式会社情報都市  
代表取締役 吉田 良夫

~~~~~

堺市公告第544号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 プール使用時間

名称	使用時間	その他
金岡公園プール 大浜公園プール	午前9時30分から午後6時まで	開場期間は、7月1日から8月31日までとする。

2 プール利用料金

種別	区分	利用料金	
		大人	小人(小中学生)
金岡公園プール	1人1回	330円	110円
大浜公園プール	1人1回	330円	110円

備考

- (1) 就学の始期に達しない者については、同伴者のあるときは、無料とする。
- (2) 団体については、次の表のとおり割引を行う。

区分	割引率
30人以上100人未満	2割引
100人以上	2.5割引

- (3) 利用促進の取組として「ポイントカード」の導入を、次のとおり行う。

対象者 ポイントカード利用者

内 容 6回目の利用に係る利用料金を無料とする。

期 限 令和2年8月31日まで

3 プール附属設備等利用料金

種別	単位	利用料金
貸しロッカー	1回	50円

4 その他利用料金

種 別	単 位	金 額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		400円
業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7,740円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円
その他の使用		23円

~~~~~

## 堺市公告第545号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市都市緑化センターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

## 利用料金

| 種別 | 単位 | 金額 |
|----|----|----|
|    |    |    |

|                              |                   |        |
|------------------------------|-------------------|--------|
| 露天営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき1日  | 100円   |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                   | 400円   |
| 業として撮影の目的とする使用               | 1回(2時間以内)につき      | 7,740円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき1日 | 23円    |
| その他の使用                       |                   | 23円    |

~~~~~

堺市公告第546号

堺市公園条例(昭和35年条例第18号)第31条第2項の規定に基づき、堺自然ふれあいの森の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市長 永 藤 英 機

利用料金

種別	単位	金額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		400円
業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7,740円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円
その他の使用		23円

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第164号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

水道料金等管理システム用ハンディターミナル賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和元年8月29日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

関西支店長 近藤 晃司

大阪市中央区城見1丁目4番24号

5 落札金額

¥1,598,960-（月額当たりの税込単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年7月3日

~~~~~

堺市上下水道局公告第165号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月11日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

府内LANノートパソコン機器賃貸借（2019年度） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和元年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

N T T ファイナンス株式会社 関西支店

取締役関西支店長 戸澤 哲也

大阪市中央区平野町2丁目3番7号 アーバンエース北浜ビル

5 落札金額

¥3,324,750-（月額当たりの税込単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年 7 月 10 日

## 堺区選挙管理委員会告示

堺市堺区選挙管理委員会告示第 50 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 89 条第 5 項の規定により、平成 30 年 9 月 1 日現在で調製した大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 10 月 11 日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

1 期 間

令和元年10月20日から令和元年11月3日まで

2 時 間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 場 所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堀市役所本館 3 階

堺市堺区選挙管理委員会事務局（堺区役所企画総務課内）

ただし、令和元年10月20日、22日、26日、27日、令和元年11月2日、3日については、次のとおりとする。

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堀市役所本館 1 階

休日・時間外受付

## 西区選挙管理委員会告示

堺市西区選挙管理委員会告示第39号

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成30年9月1日現在で調製した大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月11日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正巳

1 期 間

令和元年10月20日から令和元年11月3日まで

2 時 間

午前8時30分から午後5時まで

3 場 所

堺市西区鳳東町6丁600番地

堺市西区選挙管理委員会事務局